

|  |  |   |        |       |        |
|--|--|---|--------|-------|--------|
| 所管部課   | 健幸いきいき部 介護保険課  |   | 部長     | 川口 莊一 |        |
| 件名   | 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例について |   |        |       |        |
|  | 区分   | ○ | 1 審議事項 |       | 2 報告事項 |
| 関係事項   | 条例規則   |   |        |       |        |
|  | 部課機関   |   |        |       |        |
| <p>1. 要 旨</p> <p>令和6年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、標記の条例について改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置等に関する規定を追加する。</p> <p>② 管理者の資格要件等の規定を追加する。</p> <p>③ 事業所における運営規定の概要等の重要事項について、ウェブサイトに掲載することを義務付ける規定を追加する。</p> <p>④ 身体的拘束等の制限及び拘束等を行う場合の記録等に関する規定を追加する。</p> <p>⑤ 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、テレビ電話等を活用したモニタリングを可能とする規定を追加する。</p> <p>⑥ その他基準省令の内容に沿った規定の追加等を行う。</p> <p>(2) 施行日<br/>令和6年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果<br/>条例の内容を基準省令に適合させることにより、指定介護予防支援等の事業の適正化に資することができる。</p> |  |   |        |       |        |
| <p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和6年1月 改正基準省令の交付</p> <p>令和6年2月 文書課において審査済み</p>  |  |   |        |       |        |
| <p>3. 留意事項 (問題点等)</p>  |  |   |        |       |        |
| <p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和6年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>  |  |   |        |       |        |
| <p>5. 審議結果</p>   |  |   |        |       |        |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。